

磯子区公告第 95 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 26 日

横浜市 磯子区長 本城 泰之

送達を受けるべき者	住所又は所在地	横浜市磯子区杉田五丁目2番6号 ファミリープラザ杉田207号
	氏名又は名称	秋山 天一
送達する書類名	差押調書(謄本)	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		